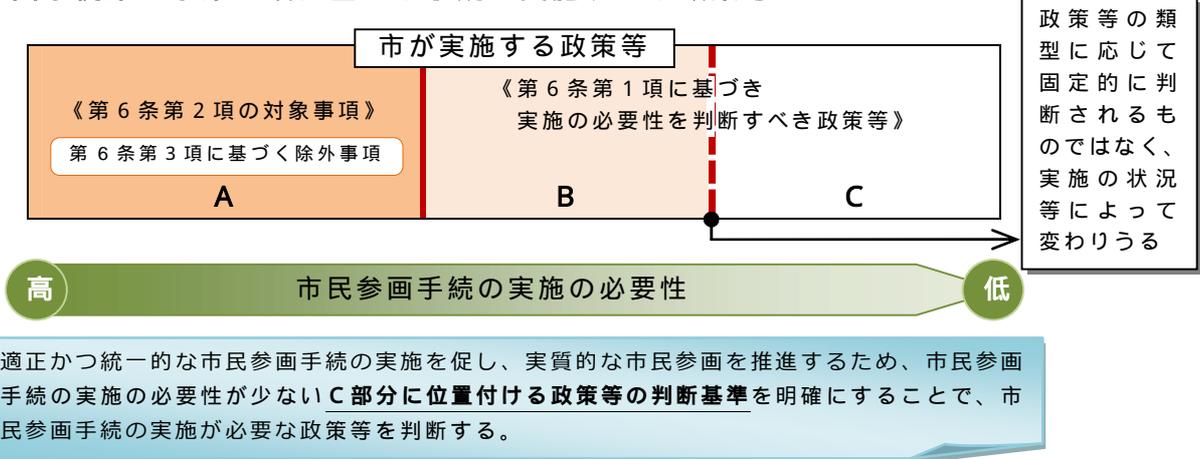


市民参画手続の実施に関する判断基準について

(1) 市民参画条例第 6 条第 1 項に基づき手続を実施すべき政策等



〔市民参画手続の実施の必要性が低い C 部分に位置付ける判断基準〕

判断基準	
関心・影響	特定の事業者等対象者が限定されるもの 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	金銭徴収に関するもの 予算で定まった金銭給付施策に関するもの 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの 市長等の機関内部の事務処理に関するもの 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇（いとま）がないもの 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

A 又は B に位置付けられる政策等であっても、別の法令に基づき市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（第 10 条）。

(2) 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例に定める各数値基準について、達成できない場合に、適正と認められる理由を例示することで、数値基準の例外を明らかにする。

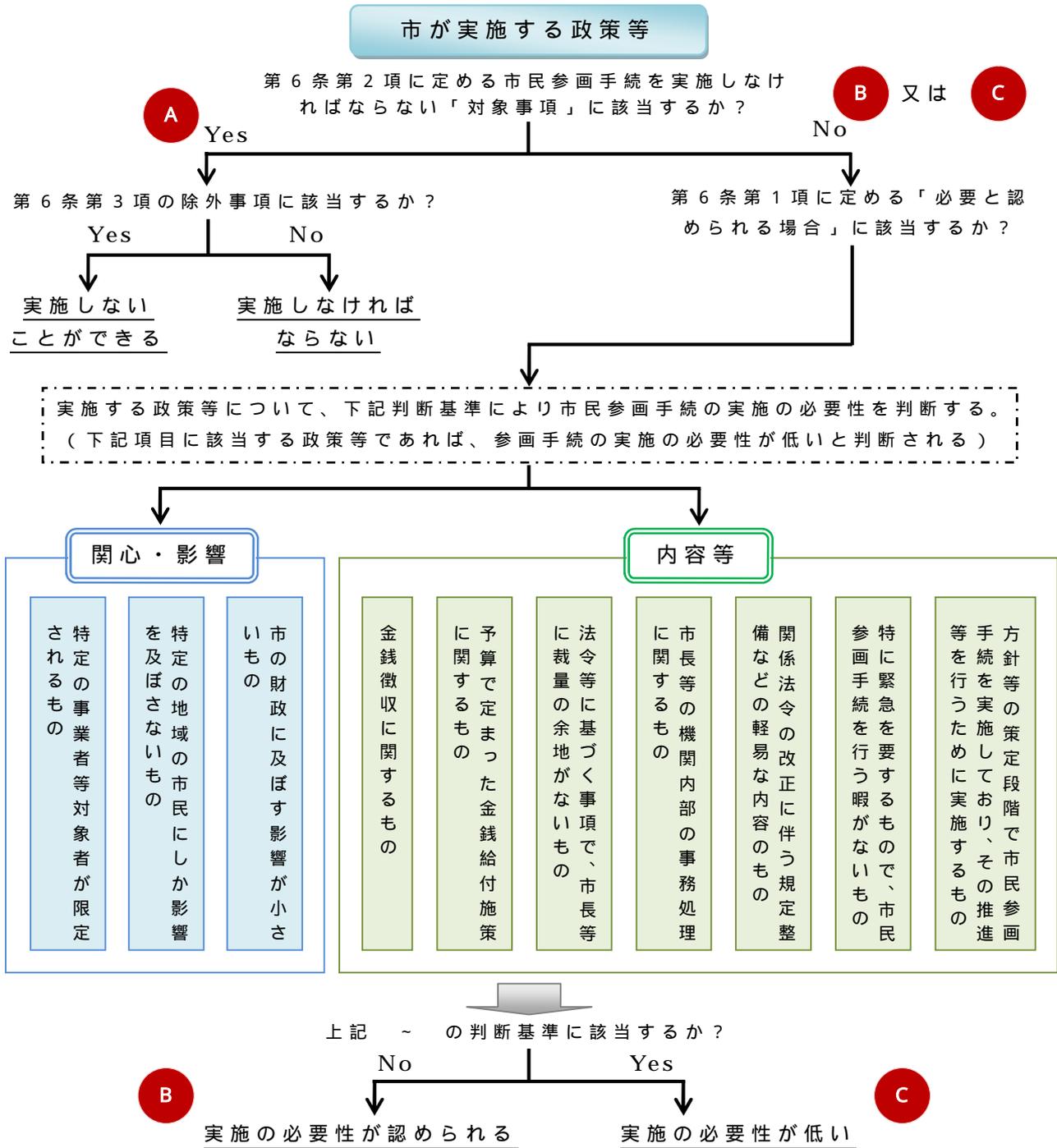
	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
基本的事項	【複数手法の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の関係団体等の意見を別途聞いているため。</li> <li>複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。</li> </ul>	
	【期間】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>突発的な事例、想定外の実例が生じたため（例：国会の法案成立等により、急遽条例改正等に対応する必要が生じた等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務のスケジュール上（月に条例案を議会に上程する必要がある等）条例に定められた期間を設けることができなかったため。</li> </ul>
	【結果等の公表】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報など非公開情報を取り扱うため。</li> </ul>	

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
意見公募	<b>【意見公募手続の実施】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。</li> </ul>	
審議会等	<b>【委員数・市民公募】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。</li> <li>・～のような専門的な知識を要するため。審議にあたり必要とされる専門的な知識を有することが、市民公募では困難であり、その理由が明確である。</li> <li>・各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。団体代表委員、地域選出委員に限定する理由が明確で、市民公募では困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・～のような専門的な知識を要するため。審議にあたり必要とされる知識が専門であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。</li> <li>・各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。団体代表委員、地域選出委員に限定する根拠に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。</li> </ul>
	<b>【男女比】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。各種団体からの選出する者を代表とする必要性が明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。各種団体からの選出する者を代表に限定する理由に乏しく、団体代表として女性を選出できる余地がある。</li> </ul>
	<b>【委員名簿の公表】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確でなく、公開可能と判断できる。</li> </ul>	
<b>【会議・会議録の公開】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。公開することで、次回以降の選定等に影響がでる可能性が大きい。</li> <li>・法令により非公開となっているため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。公開したとしても、次回以降の選定等に影響がでる可能性がないと判断できる。</li> </ul>	

### (3) 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、評価の対象とすべき審議会等

- ・特定の政策等の制定、改廃などに当たり、諮問事項等について調査審議する審議会等とする。
- ・判定・認定等を行うものについては、評価の対象としない。
- ・年次報告や進捗管理のような経常的な案件のみを扱うものについては、評価の対象としない。
- ・評価の対象とならない審議会等についても、条例に定める基準に準じて運営するとともに、その状況については市民参画推進会議に報告し、公表するものとする。

# 市民参画手続の実施の判断に係るフロー図



## 【上記 ~ の判断基準についての留意点】

- ・ 、 の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- ・ 内容等における基準の ~ については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ・ の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。

A 又は B に位置付けられる政策等であっても、別の法令に基づき市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない(第10条)。